

岡山県衛生検査所精度管理指導対策実施要綱

1 目 的

この要綱は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づく衛生検査所の検査精度の確保と指導監督の強化を図るために設置する精度管理専門委員会等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 精度管理専門委員

(1) 委 嘱

精度管理専門委員（以下「委員」という。）は、精度管理に関する学識経験者のうちから知事が委嘱又は任命するものとする。

(2) 業 務

委員は、次の業務を行うものとする。

ア 精度管理に関する助言

イ 立入検査及び実地調査における精度管理の指導監督

ウ 衛生検査所に対する指示の助言

エ その他検査精度の向上に関する助言

(3) 任 期

委員の任期は、2年とする。但し、欠員が生じた場合、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることが出来るものとする。

(4) 報酬及び費用弁償

委員の報酬及び費用弁償については、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例第6号）の規定に基づき支給するものとする。

3 岡山県衛生検査所精度管理専門委員会

(1) 構 成

岡山県衛生検査所精度管理専門委員会（以下「委員会」という。）は、委員7名以上をもって構成する。

(2) 会 議

① 知事は、委員会を開催して次の事項について委員の意見を聴くものとする。

ア 精度管理の向上のための改善方策、指導監督の進め方。

イ その他精度管理に関し、知事が特に必要とする事項。

② 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

③ 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

④ 委員会の会議は、会長が議長となる。

⑤ 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

⑥ 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(3) 庶 務

委員会の庶務は、保健医療部医療推進課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年3月16日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。